

特記仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、岩手県農林水産部制定「農業土木工事共通仕様書」に定めるもののほか、次の工事（以下「工事」という。）の施工について、必要な事項を定めるものとする。

工事の名称 経営体育成基盤整備事業 東田西部地区 第3号工事

2 農業土木工事共通仕様書は、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008861.html>

(施工管理)

第2条 受注者は、岩手県農林水産部制定「農業土木工事施工管理基準」（以下「管理基準」という。）に基づいて施工管理を行うものとする。

2 受注者は、管理基準に定めのない項目であっても、監督職員が必要と認めた場合にはこれを行わなければならない。

3 農業土木工事施工管理基準は、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008862.html>

(施工年度区分)

第3条 この工事における工種ごとの施工年度とその区分は、おおむね次表のとおりとする。

施工年度	各工種の施工年度とその区分	期 限
令和8年度	本暗渠工 補助暗渠工（整地工を除く） A=9.84ha A=9.84ha	令和9年3月16日
令和9年度	補助暗渠工（整地工） 産業廃棄物処理 A=9.84ha 1式	令和9年6月30日

2 令和9年4月20日までに営農可能な状態に仕上げを完了させるものとする。

3 予算等の都合から工種ごとの施工年度とその区分を変更する場合がある。

(工期内の休日等)

第4条 工期に見込んである休日等には、日曜日、祝日、年末年始休暇の他、作業期間の全土曜日を含んでいる。

2 工期には、休日等の他、降水等による作業不能日数を月4日見込んでいる。

3 受注者は、次のいずれかに該当する場合、契約書別記第21条及び第23条の規定に基づき、

工期の延長を発注者へ請求することができる。

なお、変更後の工期については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

(1) 降雨等により、作業不能日数に大幅な乖離が生じた場合

(2) 建設資機材や作業員不足に起因し、工期内に工事を完成することができないと想定される場合

(週休2日工事)

第5条 本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事实施要領（以下「実施要領」という。）【第I編】現場閉所による週休2日に定める、発注者が週休2日工事に取り組むことを指定する工事である。

2 本工事価格は、月単位の週休2日の達成を見込んで間接工事費等を補正している。

- 3 週休2日工事の取扱い、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1065936.html>

- 4 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議するものとする。

(関連工事)

第6条 この工事は下記工事と密接に関連するので、監督職員及び関連する業務の責任者と十分に意思疎通を図り、双方に支障が生じないように調整しなければならない。

工事名	工期	発注機関
経営体育成基盤整備事業東田西部地区 第4号工事（予定）	令和8年9月～令和9年6月 （予定）	岩手県

(施工条件)

第7条 この工事の施工場所における土質は、粘性土と想定している。

- 2 受注者は必要に応じて水道管等の施設管理者から管理図等入手し、地下埋設物が工事の支障とならないことを確認したうえで施工しなければならない。

(設計図書の変更)

第8条 現場状況により、施工条件が設計図書と異なる場合は、変更することがある。

なお、変更該当する主な事項は次のとおりである。

- (1) 掘削土の土質が想定と異なる場合
 - (2) 転石又は湧水が出現した場合
 - (3) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）が出現した場合
 - (4) 仮設工が必要が認められる場合
 - (5) 第三者との協議結果に伴う場合
 - (6) 他省庁又は施設管理者との協議結果に伴う場合
 - (7) 遠隔確認の試行を行う場合
 - (8) 施工済区域に係る補完工の施行が必要な場合
- 2 予算及び施設の予定管理者等との協議結果により、各会計年度における請負代金の支払い限度額及び設計（施工）内容を変更する場合がある。
- 3 受注者は、監督職員から設計変更に必要な測量、数量計算及び図面等の作成を要請された場合は、これに応じるものとする。

(現場環境の改善の試行)

第9条 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア及びイの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、ウについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり必須ではない。

ア 快適トイレに求める機能

- ① 洋式（洋風）便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備

- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

イ 付属品として備えるもの

- ① 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ② 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ③ サニタリーボックス
- ④ 鏡と手洗器
- ⑤ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

ウ 推奨する仕様、付属品

- ① 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ② 擬音装置（機能を含む）
- ③ 着替え台
- ④ 臭気対策機能の多重化
- ⑤ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑥ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において見積書を提出するものとする。「快適トイレに求める機能」、「付属品として備えるもの」及び「推奨する仕様、付属品」の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）（注）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）（注）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（注）「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

(4) 快適トイレの導入に関する試行については、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1048824.html>

（1日未満で完了する作業の積算）

第10条 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4 協議に当たって、受注者が提出した1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積

算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

- 6 1日未満で完了する作業の積算については、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1048822.html>

(運搬費及び準備費の設計変更)

第11条 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

(1) 運搬費：建設機械の運搬費

(2) 準備費：伐開・除根・除草費

- 2 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

- 3 受注者は、2により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

- 4 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- 5 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

- 6 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。

- 7 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

- 8 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

- 9 運搬費及び準備費の設計変更については、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1049329.html>

(建設副産物)

第12条 この工事で発生する建設副産物については、次表に示す産業廃棄物処理場へ運搬処理するものとして運搬費及び処理費を見込んでいる。処理先を指定するものではないが、受注者は、建設副産物の処理委託業者が決まり次第、監督職員に処理委託業者を報告し、該当する副産物の処理資格を有する証明書類を提出しなければならない。

また、運搬委託する場合にも、運搬資格を有する証明書類を提出しなければならない。

副産物名	搬入再資源化施設名	搬入場所	備考
廃プラスチック	(株)北日本環境保全	北上市鬼柳 3-64-1	片道：L=18.1km 程度

- 2 再生資源利用（促進）実施書には、処理伝票の写し（マニフェスト等）及び処理状況写真を添付しなければならない。

(工事用資材)

第13条 この工事で使用する材料は、使用前に試験成績書、見本又はカタログ等を提出し、監督

職員の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、岩手県再生資源利用認定製品の積極的な利用に努めるものとする。

「岩手県再生資源利用認定品」については、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/nintei/index.html>

(施工段階確認)

第 14 条 この工事の施工段階確認は、次表の確認時期・頻度（一般監督）により行うものとする。

ただし、当初請負代金額が低入札価格調査制度による調査基準価格（制度適用価格）に満たなかった場合、発注者は次表の（重点監督）欄による施工段階確認を行うものとする。

なお、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

- 2 受注者は、施工段階確認を受けようとするときは、事前に監督職員に施工段階確認願（立会願）を提出しなければならない。

また、確認後は打合せ簿等により確認記録を提出しなければならない。

- 3 受注者は、次表に示す以外の工種について、受注者が自主的に行った検査の記録を監督職員が求めた場合には、これに応じなければならない。

工 種		確認内容	確認時期・頻度（一般監督）	確認時期・頻度（重点監督）
暗渠 排水工	吸水渠	布設深、間隔	初期施工段階の 1 本で、その上下流端の 2 箇所（ただし、1 本の布設延長が 100m 以上の場合は中間点を加えた 3 箇所）	10 本につき 1 本で、その上下流端の 2 箇所 ただし、1 本の布設延長が 100m 以上のときは中間点を加えた 3 箇所
	集水渠	布設深	初期施工段階で 1 箇所	500m につき 1 箇所以上、500m 未満は 2 箇所

(仮設工)

第 15 条 この工事の仮設工については、全て任意仮設とする。

なお、受注者は着手前に具体の施工方法を立案し、発注者へ提出しなければならない。

- 2 受注者は、造成される施設の用地以外で任意仮設に使用する用地について、予め所有者の承諾を得たうえで着手するものとし、当該用地使用後は、原形復旧し、必ず所有者の承諾を得なければならない。

(交通安全管理)

第 16 条 当初では交通誘導警備員を計上していないが、道路管理者及び所轄警察署と打合せの結果、又は条件変更に伴い交通誘導警備員の配置が必要になった場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(被災農林漁家の優先雇用)

第 17 条 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、平成 28 年以降に発生した台風等の被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

- 2 受注者は、被災農林漁家の雇用予定人数及び雇用実績人数について、監督職員から請求があった場合は、速やかに報告するものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正)

第 18 条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。

- 2 用語の具体的な内容は次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

(2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

3 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

4 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

5 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正值（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数（1.2）}$$

（現場環境改善費）

第19条 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議する。

なお、内容に変更が生じた場合も、監督職員と協議するものとする。

2 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

3 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減
営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働者宿舍の快適化 ③ 現場休憩所の快適化 ④ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報機など）
地域連携	① 地域対策費（農家との調整、地域行事などの経費を含む） ② 完成予想図 ③ 工法説明図

	④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥ 見学会等の開催（イベントなどの実施含む） ⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット・工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献
--	---

（建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事）

第 20 条 本工事は、受注者が希望する CCUS を活用した工事の対象である。

詳細については、以下のホームページ「岩手県農業農村整備事業関係建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」を参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1080129.html>

（工事写真における黒板情報の電子化）

第 21 条 本工事は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で工事写真における黒板情報の電子化対象工事とすることができる。

2 工事写真における黒板情報の電子化を利用する場合は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「農業土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」※に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録しても良いこととする。

イ 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板と混在させてはならない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器等の使用が困難な場合は、この限りではない。

なお、黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 信憑性確認

受注者は、工事成果品の提出時に黒板情報を電子化した写真を信憑性チェックツール（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）又は、写真管理ソフトウェアに搭載された信憑性チェックツールを用いて信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（法定外の労災保険の付保）

第 22 条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（工事契約変更の特例）

第 23 条 この工事は、以下に示す工事契約変更に係る特例措置が適用される。

(1) インプレスライド

内 容	労務賃金等の変動に対し、請負代金額の変更を請求することができる。
ホームページ URL	https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017258/1010925.html
請求の時期	直近の労務賃金等の変更日から完成工期の2ヶ月前まで

(2) 単品スライド

内 容	特定の建設資材（鋼材類、燃料類、コンクリート類）の価格変動に対し、請負代金額の変更を請求することができる。
ホームページ URL	https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017258/1010927.html
請求の時期	直近の対象資材の変更日から完成工期の2ヶ月前まで

(3) 単価適用年月の変更

内 容	労務賃金や建設資機材等の価格変動に対し、積算書の単価適用年月の変更について、積算時点の年月から工事請負契約時点の年月への変更を請求することができる。
ホームページ URL	https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008879.html
請求の時期	当初工事請負契約締結日から14日以内

(4) 遠隔地からの建設資材調達に要する輸送費の計上

内 容	不足する資材を遠隔地から調達せざるを得ない場合に、それに要する輸送費を契約変更で計上することを請求することができる。
ホームページ URL	https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008880.html
請求の時期	工事施工場所に対象資材を搬入する7日前まで

(5) 労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用

内 容	① 労働者確保に要する追加費用に対しての当面の運用として、共通仮設費率及び現場管理費率について補正を行なっている。 ② 上記①の補正で算出された追加費用を超える場合、追加費用の変更を請求することができる。
ホームページ URL	https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008881.html
請求の時期	実績変更対象費用として実際に支払った全ての領収書等証明資料が整い次第

(関係法令の遵守)

第24条 受注者は、この工事に必要な官公庁等に対する申請及び諸手続きを遅滞なく行わなければならない。

また、費用を必要とする場合は、受注者が負担するものとする。

2 受注者は、工事の施工に当たり、希少野生動植物の保護に十分注意し、工事中に発見した場合、直ちに監督職員に報告しなければならない。

3 受注者は、埋蔵文化財包蔵地又はこれに近接して工事を行う場合、発注者及び埋蔵文化財調査員立会いのもと、埋蔵文化財包蔵範囲を図上で確認し、その範囲の境杭を現地に明示したうえで着手しなければならない。

(提出書類)

第25条 監督職員の指示に基づき下記の書類を整理して提出するものとする。

なお、提出の手法については、別紙「電子納品特記仕様書〔工事〕」によるものとする。

- (1) 施工計画書（工事着手前、施工計画書の内容に変更が生じた都度並びに追加となる工種の着手前までに提出する。）
- (2) 出来形管理記録資料
- (3) 現場写真（ダイジェスト版を別冊で1部作成のこと）
- (4) 品質管理記録資料
- (5) 材料承諾願
- (6) その他監督職員が必要と認めたもの

（各種の特記仕様書）

第26条 この工事における各工種の特記仕様書は、下記のとおりであり、別添を参照のこと。

- (1) 暗渠排水工（自動埋設型暗渠工法（モミガラ））特記仕様書
- (2) 埋蔵文化財関連特記仕様書
- (3) 電子納品特記仕様書
- (4) 主任技術者及び監理技術者の兼務に係る特記仕様書
- (5) 現場代理人の兼務に係る特記仕様書

- 2 この工事の施工は、岩手県農林水産部監修「ほ場整備事業標準設計図・様式集」（以下「ほ場整備標準図」という）に準ずるものとし、ほ場整備標準図に記載されている図面は添付を省略する。なお、ほ場整備標準図については、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1019232.html>

（石礫処理）

第27条 施工対象区域から発生した石礫は適正に処理しなければならない。なお、石礫の搬出・処理に当たっては、関係機関等の許可を得た受け入れ地であることを確認すること。

（検査）

第28条 この工事は、受発注者双方の書類検査の効率化を図るため、検査時に必要な書類を限定する「書類限定検査工事」である。

- 2 次の工事については、該当した時点で試行の対象外とする。

- (1) 低入札価格調査対象工事
- (2) 施工中に監督職員から文書等による改善指示が発出された工事

- 3 詳細については、以下のホームページ「書類限定検査試行要領」を参照とすること。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1099564.html>

（定めなき事項）

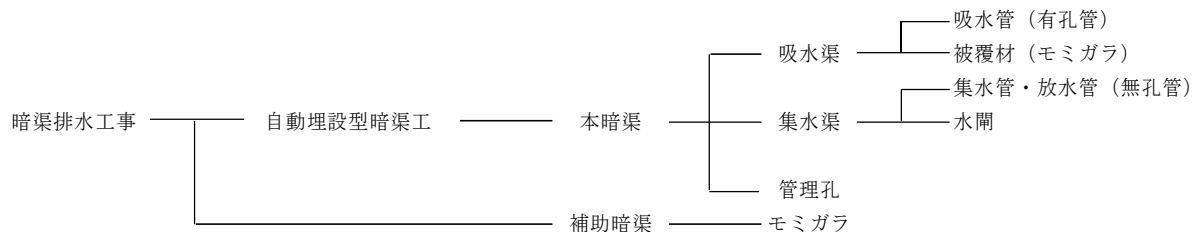
第29条 この仕様書に定めのない事項又はこの工事の施工に当り疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

なお、監督職員と協議を行った場合、別に定める様式にて、工事打合簿を作成し提出しなければならない。

暗渠排水工(自動埋設型暗渠工法(モミガラ)) 特記仕様書

1 暗渠排水工事の構成

- (1) 本仕様書における自動埋設型暗渠工(本暗渠)とは、吸水渠の排水管と被覆材を同時に埋設する工法であること。
- (2) 本仕様書における補助暗渠とは、自動埋設型暗渠工(本暗渠)と直交して計画する疎水材のみを埋設する工法であること。
なお、構成は次のとおりであること。



2 施工計画

- (1) この工事の範囲は、設計図面に示すとおりであるが、現地踏査及び現場透水試験の上、区画毎の渠線計画などを記載した施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得てから工事着手すること。
- (2) 現場透水試験は、補助暗渠工の必要性や渠線間隔決定のために必要な透水係数を計測するものであり、計測方法はオーガー法とし、計測箇所は各土質1箇所について実施すること。
なお、本工事の計測箇所数は1箇所とし、計測する場所は監督職員と協議のうえ、決定すること。
- (3) 渠線計画については、区画の長辺方向に平行になるよう努めること。

3 施工及び管理基準

- (1) 施工に当たっては、「ほ場整備事業標準設計図(最終改訂 平成22年3月31日 岩手県農林水産部発行)」(以下、「標準図集」という。)を参考とすること。
- (2) 出来形管理に当たっては、「自動埋設型暗渠及び補助暗渠の出来形管理基準の制定について(平成23年3月10日付農計第1024号農村計画課総括課長通知)」によること。

4 準備

- (1) 表土の泥濘化を防止するため、田面に浅溝を掘り地表を乾かすよう努めること。
- (2) 施工計画に基づき現地に杭等で渠線位置を表示し、監督職員の確認を得ること。

5 材料承諾

- (1) 主要材料の規格及び品質は、次のとおりとし、事前に使用材料の仕様書を提出の上、監督職員の承諾を得ること。
 - ① 吸水管は、J I S K6761に定める品質に準ずるポリエチレン製の有孔管とし、内面平滑のスリーブ加工製品(ロールタイプ)とすること。
 - ② 集水管は、J I S K6761に定める品質に準ずるポリエチレン製の無孔管とし、内面平滑のものとすること。
 - ③ 水閘と放水管の継手等は、J I S K6741に定める品質に準ずる硬質塩化ビニル製とすること。
- (2) 被覆材に使用するモミガラは、入手先や保管方法等によっては放射性セシウムが含まれている可能性も否定できないことから、次のとおり監督職員の指示に従うこと。
 - ① 被覆材を現場に搬入する前に、被覆材の入手先(地域)や保管方法等について監督職員に報告すること。
 - ② 監督職員に承諾を得た後、現場に搬入すること。

- ③ なお、被覆材の放射性セシウム濃度の検査を行う場合があるので、その際は監督職員の指示に従うこと。

6 吸水渠

- (1) 渠線ごとに下流から上流に向かって施工すること。
- (2) 吸水管及び被覆材は、水平に埋設すること。
- (3) 被覆材は、十分に乾燥したモミガラを使用することとし、溝底から所定の高さまで均一に充填すること。
- (4) 管理孔は、農作業機械等による破損が生じない位置に設置すること。
- (5) 「管理孔取付工」で計上している吸水渠については、農業土木工事施工管理基準に基づき管理すること。

7 集水渠

- (1) 吸水渠との接合部から下流側に勾配を付け施工すること。
- (2) 掘削及び埋戻しは、表土と基盤土を区別して施工すること。
- (3) 埋戻しは、管の浮上移動を防止するため速やかに行うとともに、管の離脱やつぶれ、破損等が生じないように留意すること。
- (4) 放水管は草刈り等の維持管理を考慮し土中に埋設するものとし、吐出口は排水路の側壁から突出して通水断面を阻害することのないように設置すること。
- (5) 掘削した溝畔部分は特に入念に埋戻し土羽打ちを行い、水田湛水等によって崩壊しないようにすること。
- (6) 水閘は水路溝畔部の営農に支障なく管理も容易な位置に設置するものとし、集水管と同時に埋設すること。
- (7) 放水管吐出口の位置は、管底を排水路底より最低 15cm 以上、上側に設置することが望ましいが、所定の深さを確保できない場合には、監督職員と協議すること。

8 補助暗渠

使用する材料は十分に乾燥したモミガラとし、溝底から所定の高さまで均一に充填すること。

9 田面整地仕上及び雑物処理

- (1) 田面の整地は、表面が乾いた後、ブルドーザーで行うこと。
- (2) 施工にあたって発生した石礫、木片等の雑物は、ほ場外に搬出すること。

10 変 更

設計数量等については、現場状況等により変更する場合があること。

11 その他

- (1) 本特記仕様書及び標準図集による施工が困難と判断される場合は、監督職員と協議すること。
- (2) 枝管、曲管、片落管、水閘、管理孔等の接合部は、乾燥したウエスにより汚れをふき取り後、ポリ用テープ等により十分接着すること。
- (3) 重機の移動など施工以外でも畦溝畔等を損壊した場合には、現状に復旧すること。
- (4) 施工後、放水管吐出口からの排水状況を確認すること。

埋蔵文化財関連特記仕様書

(総則)

第1条 本工事区域内に存在する埋蔵文化財包蔵地の施工にあたっては、本特記仕様書を優先するものとする。

(範囲の確認)

第2条 受注者は下表に示した遺跡の包蔵地付近を施工する場合は、工事着手に先立ち、監督職員との打合せにより保護等が必要な埋蔵文化財包蔵地の範囲を確認し、その範囲を現地に杭で明示すること。

対象遺跡名	備 考
中井遺跡	
寺屋敷遺跡	

(施工)

第3条 埋蔵文化財包蔵地は、監督職員から指示があるまで工事着手してはならない。

- 2 施工にあたっては、埋蔵文化財の範囲およびその状況について、現場に入る全ての作業員に周知すること。
- 3 当初把握している包蔵範囲以外で新たに埋蔵文化財が確認された場合には、速やかに監督職員に報告し指示を受けること。
- 4 埋蔵文化財が確認された場合、文化財を保護するため、必要に応じ設計変更や工期延長することがある。
- 5 その他、埋蔵文化財に関する疑義については、監督職員へ報告し、指示を受けるものとする。

電子納品特記仕様書〔工事〕

（適用）

第1条 本工事は、電子納品の対象工事とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

（電子納品実施区分）

第2条 本工事における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- | |
|---|
| (○) 本工事は、電子納品を「義務」として実施する。
() 本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。 |
|---|

（電子納品対象書類）

第3条 本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
DRAWINGS	発注図面	○		
DRAWINGS/SPEC	特記仕様書	○		
MEET/ORG	工事打合せ簿、出来形管理、品質管理等		△	管理項目一覧表を紙納品とすること
	建設材料の品質記録保存		△	
	コンクリート構造物の品質確保		△	
PLAN/ORG	施工計画書		○	
DRAWINGF	完成図		○	
PHOTO/PIC	工事写真書類		○	ダイジェスト版を紙納品とすること
PHOTO/DRA	参考図		○	
OTHARS/ORG	その他の資料		△	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

（成果品）

第4条 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で2部提出すること。

- 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。
- 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔工事〕

令和 年 月 日

様

受注者
住 所
氏 名

現場代理人氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

工事名				CORINS 登録番号	
電子媒体 の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	IS09660 (レベル 1)	部		令和 年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・チェック実施年月日：令和__年__月__日
- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・1／○：__
 - ・2／○：

○ CD-R への表記例

工事番号：○○○○○○○○ 枚数/全枚数

工事名称：令和○○年度○○○○○○○○○○工事

令和○年○月

発注者署名欄

受注者署名欄

発注者：岩手県南広域振興局

受注者：△△株式会社

ウィルス対策ソフト名：○○○○

ウィルス定義：○○○○年○月○日版

チェック年月日：○○年○月○日

フォーマット形式：ISO9660(レベル1)

事前協議チェックシート〔工事〕

1 協議実施日等

工事名	
協議実施日	令和 年 月 日
出席者	発注者
	受注者

2 電子納品の取扱い

(1) 電子納品対象書類

フォルダー	チェック	書類名	作成者		備考 (部分的に紙納品する場合などを記載)
			発注者	受注者	
DRAWINGS		発注図面	○		
DRAWINGS/SPEC		特記仕様書	○		
MEET/ORG		工事打合せ簿		△	
		出来形管理		△	
		品質管理		△	管理項目一覧表を紙納品すること
		建設材料の品質記録保存		△	
		コンクリート構造物の品質確保		△	
PLAN/ORG		施工計画書		○	工事着手前提出の際は紙で提出すること
DRAWINGF		完成図		○	
PHOTO/PIC		工事写真書類		○	ダイジェスト版を紙納品すること
PHOTO/DRA		参考図		○	
OTHARS/ORG		その他の資料		△	

※1 建設材料の品質記録保存は、土木工事共通特記仕様書 第3編1-1・4に示すもののみ対象とする

※2 コンクリート構造物の品質確保は、土木工事共通特記仕様書 第1編3-1-2に示すもののみ対象とする

※3 チェック欄は、各書類を「電子データ」で作成するか、「紙」で作成するかを記入すること。

3 施行中における情報交換の手段

項目	チェック	確認内容
電子メールの利用		情報交換に電子メールを利用する
		情報交換に電子メールを利用しない
電子メールを利用する場合の 確認事項		受信確認の徹底
		ファイル容量 (1通当たり 2 MB以下)
		ファイル命名規則 []
		ログの保存
		ウイルスチェック、セキュリティパッチ適用の徹底

※ チェック欄は、該当する項目に「○」を記入すること。

4 電子納品データの作成/確認ソフト及びファイル形式の確認

項目	チェック	確認内容
報告書・打合せ簿等の文書データ		Microsoft社 Word2000に対応したファイル形式
表計算データ		Microsoft社 Excel2000に対応したファイル形式
CADデータ		SXF (sfc) 形式
写真等の画像データ		JPEG形式 [但し参考図はTIFF(G4)形式でも可とする]
その他全般		PDF形式
上記形式以外で、使用するファイル 形式		[]
		[]

※ チェック欄は、該当する項目に「○」を記入すること。

※ CADデータは、SXF レベル2 Ver2.0に対応したCADソフトで作成すること。なお、SXF(sfc)に対応できない場合については、発注者の承諾を得た上でSXF(p21)で作成してもよい。

5 国の要領等の確認

区分		チェック	国の要領等
農業農村整備関係	【土木】		設計業務等の電子納品要領（案）
			工事完成図書等の電子納品要領（案）
			電子化図面データの作成要領（案）
			電子化写真データの作成要領（案）
			測量成果電子納品要領（案）
			地質・土質調査成果電子納品要領（案）
	【電気】		設計業務等の電子納品要領（案）電気通信設備編
			工事完成図書等の電子納品要領（案）電気通信設備編
			電子化図面データの作成要領（案）電気通信設備編
	【機械】		設計業務等の電子納品要領（案）機械設備工事編
			工事完成図書等の電子納品要領（案）機械設備工事編
			電子化図面データの作成要領（案）機械設備工事編

※ チェック欄は、該当する項目に「○」を記入すること。

6 施行中のデータ保管方法

項目	チェック	確認内容
通常データを保管する機器		機器名 []
		容量 [GB・MB]
データのバックアップを行う機器		機器名 []
		容量 [GB・MB]
バックアップを行う時期		時期 [日ごと]

※ 対応する項目の確認内容を記入した上で、チェック欄に「○」を記入すること。

7 その他

項目	チェック	確認内容

※ 項目及び確認内容に必要な事項を記入した上で、チェック欄に「○」を記入すること。

主任技術者及び監理技術者の兼務に係る特記仕様書

1 趣旨

本工事は、監理技術者の兼務に関する取扱い（令和３年３月５日付け出総第 337 号）に基づき、２件の工事で主任技術者及び監理技術者を兼務できる対象である。

2 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号による場合（専任特例 1 号）

（１）兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、同一の主任技術者又は監理技術者が２件の工事を兼務できる。

- 1) 請負金額が１億円（建築一式工事の場合は２億円）未満の工事であること。
- 2) 工事現場間の距離が、１日で巡回可能かつ移動時間が概ね２時間以内であること。
- 3) 発注者が兼務を認めている工事であること（発注者には、国、市町村等を含む）。
- 4) 下請次数が３次以下であること。
- 5) それぞれの工事に連絡員（土木工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する実務経験を１年以上有する者）を配置すること。
- 6) 施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- 7) 建設業法施行規則第 17 条の 2 に規定する人員の配置を示す計画書を作成すること。
- 8) 主任技術者又は監理技術者が現場状況を確認するために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- 9) 低入札価格調査制度の調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって契約した工事でないこと。
- 10) 技術的難易度が高い工事（総合評価落札方式の高度技術提案型、標準型及び簡易 1 型）でないこと。
- 11) 主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼務していないこと。
- 12) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

（２）手続

- 1) 受注者は、主任技術者又は監理技術者を兼務させようとする場合は、主任技術者及び監理技術者の兼務届（様式第 1 号）に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び連絡員の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、主任技術者又は監理技術者を兼務させようとする場合は、建設業法施行規則第 17 条の 2 に規定する人員の配置を示す計画書（以下、「人員配置計画書」）を作成し関係書類を添付して発注者に提出すること。
- 3) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第 1 号及び人員配置計画書の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

3 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による場合（専任特例 2 号）

（１）兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、同一の監理技術者が２件の工事を兼務できる。

- 1) 設計額（税込）が 3 億円未満の工事であること。
- 2) 工事場所が同一の振興局等又は相互の間隔が 10km の範囲内にあること。

振興局等 地区		所 管 区 域（市町村）
盛岡広域振興局		盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町
県南広域振興局	本 局	奥州市 金ヶ崎町
	花 巻 地 区	花巻市 遠野市
	北 上 地 区	北上市 西和賀町
	一 関 地 区	一関市 平泉町
沿岸広域振興局	本 局	釜石市 大槌町
	宮 古 地 区	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村
	大船渡地区	大船渡市 陸前高田市 住田町
県北広域振興局	本 局	久慈市 普代村 洋野町 野田村
	二 戸 地 区	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町

- 3) 発注者が兼務を認めている工事であること（発注者には、国、市町村等を含む）。
- 4) それぞれの工事に監理技術者補佐を専任で配置すること。
- 5) 監理技術者と監理技術者補佐間で常に連絡が取れること（山間部の携帯電話不感地帯等の工事で連絡体制が確保できない場合は認めない。）。
- 6) 低入札価格調査制度の調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって契約した工事でないこと。
- 7) 技術的難易度が高い工事（総合評価落札方式の高度技術提案型、標準型及び簡易 1 型）でないこと。
- 8) 監理技術者が現場代理人を兼務していないこと。
- 9) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

（２）手続

- 1) 受注者は、監理技術者を兼務させようとする場合は、監理技術者の兼務届（様式第 2 号）に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び監理技術者補佐の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第 2 号の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

4 営業所技術者等と兼務する場合

（１）兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、営業所技術者等が 1 件の工事の主任技術者又は監理技術者を兼務できる。

- 1) 当該営業所において締結された工事であること。
- 2) 請負金額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）未満の工事であること。
- 3) 営業所と工事現場の距離が、1 日で巡回可能かつ移動時間が概ね 2 時間以内であること。

- 4) 下請次数が3次以下であること。
- 5) 連絡員（土木工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者）を配置すること。
- 6) 施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- 7) 建設業法施行規則第17条の5に規定する人員の配置を示す計画書を作成すること。
- 8) 主任技術者又は監理技術者が現場状況を確認するために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- 9) 低入札価格調査制度の調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって契約した工事でないこと。
- 10) 技術的難易度が高い工事（総合評価落札方式の高度技術提案型、標準型及び簡易1型）でないこと。
- 11) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

（2）手続

- 1) 受注者は、営業所技術者等を主任技術者又は監理技術者と兼務させようとする場合は、営業所技術者等の兼務届（様式第3号）に連絡員の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、営業所技術者等を主任技術者又は監理技術者と兼務させようとする場合は、建設業法施行規則第17条の5に規定する人員の配置を示す計画書（以下、「人員配置計画書」）を作成し関係書類を添付して発注者に提出すること。
- 3) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第3号及び人員配置計画書の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても営業所技術者等と兼務することを考慮した内容とすること。

現場代理人の兼務に係る特記仕様書

1 趣旨

本工事は、現場代理人の兼務に関する取扱い（令和3年3月8日付け出総第341号。以下「兼務に関する取扱い」という。）に基づき、2件の工事で現場代理人を兼務できる対象であり、工事請負契約書別記第10条第3項に基づき現場代理人について工事現場における常駐を要しないものとする。

2 兼務できる工事

(1) 兼務に関する取扱い1に規定する工事について、本工事を含む2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

なお、本工事が低入札価格調査制度の調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって契約した場合は、他の工事との兼務は認めないものとする。

(2) 工事場所が同一の振興局等地区又は相互の間隔が10kmの範囲内にあること。

振興局等地区	所 管 区 域 （市町村）
盛岡広域振興局	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町
県南広域振興局本局	奥州市 金ヶ崎町
花巻地区	花巻市 遠野市
北上地区	北上市 西和賀町
一関地区	一関市 平泉町
沿岸広域振興局本局	釜石市 大槌町
宮古地区	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村
大船渡地区	大船渡市 陸前高田市 住田町
県北広域振興局本局	久慈市 普代村 洋野町 野田村
二戸地区	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町

3 兼務の条件

(1) 受注者は、現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。

(2) 現場代理人は、一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

4 手続

(1) 受注者は、現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。

(2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。